

子宮頸がん等のワクチン接種の促進について（子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金事業）

健康福祉部健康担当健康対策課

1 事業の背景・経緯

- 平成22年2月19日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」を取りまとめ、これをもとにして、同予防接種部会において、予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方、接種費用の負担のあり方等について検討が始められた。
- 同7月7日、予防接種部会において、予防接種法の対象として検討する疾病が、次のとおり明示された。

①ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（ヒブ）による感染症、②肺炎球菌による感染症、
 ③ヒトパピローマウイルス(HPV)による感染症、④水痘、⑤流行性耳下腺炎、⑥B型肝炎、
 ⑦百日せき、⑧ポリオ
- 同10月6日、予防接種部会から、子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン（以下「子宮頸がん等ワクチン」という。）について、予防接種法上の定期接種と位置付けるための早急な検討を求める意見書が、厚生労働大臣に提出された。
- 同10月8日、子宮頸がん等ワクチンの接種事業に対する支援が盛り込まれた「緊急総合経済対策」（平成22年度補正予算案）が閣議決定された。
- 同11月26日、子宮頸がん等ワクチン接種の促進（1,085億円）を含む国補正予算が成立。

2 事業の概要

市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対して、国から交付金*を受けて造成した基金から助成する。

*交付金：子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金

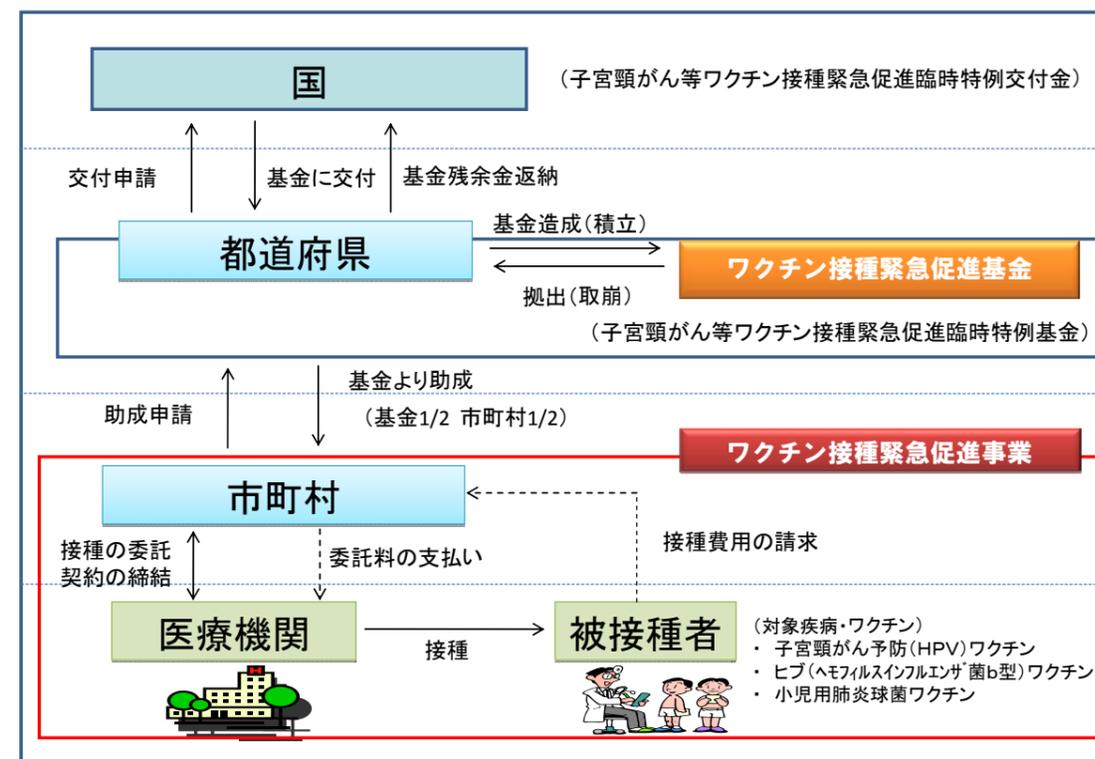
- 負担割合：国1/2（基金）、市町村1/2（22年度分は地方交付税の追加交付により対応）
*被接種者に負担を求めるなど、市町村における柔軟な制度設計は可能
- 基金の期間：平成22年11月26日（国補正予算成立日）～平成23年度末まで
- その他：被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入、健康被害副反応報告が行われるための措置を講じることを要件とする

3 事業の対象者

- 子宮頸がん予防ワクチン
中学1年生（13歳相当）～高校1年生（16歳相当）の女子〔3回接種〕
<小学6年生（12歳相当）～中学3年生（15歳相当）の女子を対象とすることも可能>
*初回接種後1ヶ月で2回目、6ヶ月で3回目を接種
- ヒブワクチン
0～4歳の乳幼児〔4回接種〕
*生後2ヶ月～7ヶ月で開始。4～8週間隔で3回接種し、概ね1年の間隔をおいて追加接種
- 小児用肺炎球菌ワクチン
0～4歳の乳幼児〔4回接種〕
*生後2ヶ月～7ヶ月で開始。27日間以上の間隔で3回接種し、概ね60日以上の間隔をおいて追加接種

*接種パターンは標準的なもの。ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数は異なる。

4 事業のスキーム



5 県内市町村の対応

(1) 事業実施時期別市町村数

区分	子宮頸がん予防ワクチン	ヒブワクチン	小児用肺炎球菌ワクチン
22年度	39	39	39
23年度	57	57	57

(2) 被接種者負担の有無別による市町村数

区分	有	無	未定	市町村数
子宮頸がん予防ワクチン	24	31		
基準単価（1回）：15,939円			2	
ヒブワクチン	23	32		
同上：8,852円			2	
小児用肺炎球菌ワクチン	23	32		
同上：11,267円			2	

【参考】接種対象者数

中1～高1女：140,133人

0～4歳：354,213人

*愛知県人口動態調査（22年10月1日現在）による

※（1）、（2）とも平成22年12月28日時点の状況